

仙台市乳児等通園支援事業実施要綱

(令和7年3月14日こども若者局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため「仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年10月8日仙台市条例第44号。以下「条例」という。）第32条に規定する、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(事業実施期間)

第3条 乳児等通園支援事業の実施期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(事業所)

第4条 乳児等通園支援事業は、次に掲げる事業所において実施する。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
- (5) 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき仙台市に届け出された認可外保育施設）
- (6) 企業主導型保育事業所（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日・府子本第370号・雇児発0427第2号）に基づき内閣府から助成を受けている施設）
- (7) その他市長が適当と認める事業所

(事業認可)

第5条 乳児等通園支援事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という）は、条例のほか「仙台市乳児等通園支援事業認可要綱（令和7年3月13日こども若者局長決裁）」に定める基準に基づき、本市の認可を受けて事業を実施するものとする。

(対象児童)

第6条 乳児等通園支援事業の対象となる児童は、利用当日において0歳6か月から満3歳未満までの児童のうち、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 仙台市内に居住している児童
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない児童（企業主導型保育事業所に通っている児童は乳児等通園支援事業対象外とする）

（実施方法）

第7条 乳児等通園支援の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施事業者は、利用を希望する保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容及び徴収する金額等について書面によって説明を行い、同意を得なければならない。
- (2) 実施事業者は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。
- (3) 実施事業者は、第10条第2項に規定する乳児等通園支援事業の利用認定を受けた児童の保護者（以下「利用保護者」という。）に対し、必要に応じて面談や子育てのアドバイス等を行う。
- (4) 乳児等通園支援を利用中に要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、当該児童の居住する区の家庭健康課・総合支所保健福祉課に情報提供を行うこととする。また、単なる情報提供を行うにとどまらず、当該児童の保育および保護者との面接対応に際して、各区家庭健康課・支所保健福祉課に必要な対応について相談を行うなど、関係機関との連携に努める。
- (5) 慣れるまで時間のかかる児童への対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意しなければならない。

（開設日、開設時間及び利用定員等）

第8条 開設日、開設時間及び利用定員は、実施事業者がニーズや受け入れ体制に鑑み適切に設定しなければならない。

2 実施事業者は、開設日、開設時間、利用定員及び給食の提供の有無等のサービス内容をあらかじめ明示しておかなければならない。

（利用時間等）

第9条 乳児等通園支援を利用する児童（以下「利用児童」という。）の1ヶ月あたりの利用時間の上限は10時間とする。なお、利用時間は、当月分のみ有効であり、未利用時間について翌月以降に繰り越すことはできない。

2 同一月に複数の施設を利用することはできない。ただし、市内での転居等やむを得ない事情がある場合、月途中に利用施設を変更することができる。

- 3 実施事業者は、利用児童の利用時間の管理を行わなければならない。
- 4 利用予約のキャンセルの取り扱いについては別に定める。

(認定)

第10条 乳児等通園支援事業の利用を希望する児童の保護者は、認定に関する申請を市長に行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、乳児等通園支援事業の利用認定の可否を決定し、その結果について当該申請をした保護者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査に関して必要があると認めるときは、利用を希望する児童の保護者の同意の上で公簿等を閲覧し確認できるものとする。

(届出等)

第11条 利用保護者は、乳児等通園支援事業の利用認定を受け、その旨の通知を受けた日以後、申請の内容に変更が生じたとき又は乳児等通園支援事業の利用認定を取り下げるときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で必要があると認めたとき又は公簿等により認定通知書の内容に変更があったと確認できた場合は、認定通知書の内容を変更し、又は乳児等通園支援事業の利用認定を取り消すことができる。

3 前項の規定により変更又は取り消しをおこなった場合、市長は利用保護者に通知するものとする。

(事前面談)

第12条 利用保護者が初めて利用する事業所においては、利用開始前までに事前面談を行うこととする。

(利用申し込み)

第13条 前条による事前面談の結果、事業の利用が可能と判断された後、利用保護者は利用希望日の予約を行うこととする。

(利用者負担額等)

第14条 実施事業者は、乳児等通園支援事業を実施するために必要な経費の一部（以下「利用者負担額」という。）及び乳児等通園支援事業の利用に係る費用の実費相当額を利用保護者から徴収することができる。

2 利用料金は、一人1時間あたり300円を標準とし、実施事業者が設定する。

3 給食費、おやつ代その他保育教材費等の実費徴収に係る費用については、利用保護者の同意を得たうえで、必要に応じて実施事業者において定めた金額を徴収する。

- 4 実施事業者は、前項に規定する金額をあらかじめ運営規程に記載しなければならない。
- 5 利用保護者は、施設が定めた利用者負担額及び実費相当額を実施事業者に支払うものとする。

（利用者負担額の減免）

第15条 市長は、経済的事情その他特別の理由があると認められるときは、別表1のとおり利用者負担額を減免することができる。

2 利用者負担額の減免を受けようとする利用保護者は、市長に利用前に減免に関する申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の審査に関して必要があると認めるときは、利用を希望する児童の保護者の同意の上で公簿等を閲覧し確認できるものとする。

（補助金）

第16条 市長は、実施事業者に対し、実績報告に基づき、別表2に規定する金額をこの事業の実施に要する費用として支払うものとする。

2 費用の支払の方法等については別に定める。

（実績報告）

第17条 実施事業者は、毎月の事業の利用状況について、市長に報告するものとする。

2 市長は、必要に応じ実施事業者に対して、事業に関する報告を求めることができる。

（不審者の侵入に対する備え）

第18条 実施事業者は、不審者の侵入に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

（保存期間）

第19条 実施事業者は、上記を含め、乳児等通園支援事業実施にあたり作成又は受領した書類について、事業実施後5年間保管しなければならない。

（個人情報の保護）

第20条 実施事業者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。なお、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年3月14日から実施する。

別表 1 減免

下記の児童を受け入れる場合においては、当該児童が利用した延べ利用時間1時間あたり下記の金額を減免する。

世帯区分	単価
生活保護法による被保護世帯児童	300円
市町村民税非課税世帯児童	300円

別表 2 第16条に規定する補助額については以下①基本分、②加算分（ア）及び（イ）の合算額とする。

①基本分

受入総児童の延べ利用時間に1時間あたり下記の金額を乗じた金額とする。なお、児童の年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

年齢	単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

②加算分

下記の児童を受け入れる場合においては、当該児童が利用した延べ利用時間1時間あたり下記の金額を乗じた金額を加算する。ただし、表イに掲げる加算について、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用することとする。

（ア）

世帯区分	単価
生活保護法による被保護世帯児童	300円
市町村民税非課税世帯児童	300円

（イ）

区分	単価
障害児	400円
要支援家庭の児童	400円
医療的ケア児	2,400円